

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 「国外財産調書」制度の創設

富裕層や海外取引の調査を強化する方針のため、従来の情報入手に加え、「国外財産調書」の提出を義務づける制度が創設される予定です。

1 主な情報入手制度

	内 容	提出書類
国外財産	12月31日において国外財産の合計額が5,000万円を超える居住者がその翌年3月15日までに提出 ※ 2014年分から適用	国外財産調書
	国外送金、国外からの送金の受領額が100万円を超える取引の都度、金融機関が告知書を提出した者の情報等に基づいて作成し、提出 ※ 告知書 → 国外送金、国外からの送金の受領をする者が、金融機関に提出	国外送金等調書
	租税条約に基づく外国当局との情報交換	—
国内財産	その年分の総所得金額、山林所得金額の合計額が2,000万円を超える居住者がその年の翌年3月15日までに提出	財産債務明細書
国内取引	その年分の不動産、事業、山林所得に係る総収入金額の合計額が3,000万円を超え、確定申告書を提出していない者はその年の翌年3月15日までに提出	総収入金額報告書
	報酬、配当などの所得の支払者は、その年の翌年1月31日まで（配当 → 支払確定日から1月以内）に提出	支払調書

2 その他

国外財産に起因する財産や所得が、所得税・相続税の調査で申告モレ（無申告）の指摘を受けた場合、国外財産調書にその国外財産が記載されているか否かにより、過少（無）申告加算税のとり扱いが異なります。

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1) 記載がある場合 | 過少（無）申告加算税率から5%軽減 |
| 2) 記載（提出）がない場合 | 過少（無）申告加算税率に5%追加 |

お見逃しなく！

1. 上記1の調書などの不提出、虚偽記載がある場合は、つぎの罰則が定められています。

1) 国外財産調書・国外送金等調書	1年以下の懲役または50万円以下の罰金 ※ 国外財産調書 → 2015年分から適用
2) 財産債務明細書・総収入金額報告書	罰則規定ナシ

2. 国税庁が、重点調査項目とする富裕層や海外取引の調査の状況は、つぎのとおりです。

	実地調査件数	前年比	内 富裕層	前年比	内 海外取引	前年比
所得税(件)(%)	94,759	92. ⁸	4,793	156. ⁶	3,727	99. ⁹
相続税(件)(%)	13,668	98. ⁶	—	—	695	130. ⁹

3. 日本と香港（2011）、スイス（2011）、シンガポール（2010）等と租税条約が改定批准され、任意に情報交換が行えるようになりました。